

**広島広域都市圏  
広島ドラゴンフライズ共同応援参加者募集**

●募集概要

今秋開幕したBリーグのプロバスケットボールチーム『広島ドラゴンフライズ』の共同応援の参加者を募集します。

●広島広域都市圏とは

広島市を中心とした広島県と山口県にまたがる24市町の圏域を指します。圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現に向けて、連携と交流を図る様々な取組を進めています。

●内容

- ①日時  
2月25日(土) 14時～
- ②対戦相手  
アインフレイズ東京Z
- ③会場  
広島サンプラザホール  
(広島市西区商工センター三丁目1・1) ※現地集合です。
- ④募集人数  
75人(申込多数の場合は抽選)  
※広島広域都市圏内にお住いの方が対象です。
- ⑤参加費  
1,700円

⑥応援方法

1階指定席で、広島広域都市圏としてまとまって応援します。

⑦その他

コート内で参加者全員の記念写真を行い、全員に写真をプレゼントします。(選手1名のサイン入り。選手は選ばれません)

●申込・お問い合わせ先

往復はがきに、参加者全員の住所、氏名、年齢、電話番号と「ドラゴンフライズ共同応援希望」の旨を記入し、1月20日(金) ※消印有効までに、左記事務局までお申し込みください。  
※小学生以下の場合は、大人の同伴が必要です。

〒730-8586 (住所不要)  
広島市役所広域都市圏推進課  
広島広域都市圏協議会  
☎082-504-2017  
☎082-504-2029



広島広域都市圏協議会  
☎082-504-2017

**姉妹都市ニュージーランド・セルウィン町で  
安芸高田市を町民にPR**

10月15日(土)、姉妹都市であるニュージーランドのセルウィン町で、文化フェスティバルが開催されました。



多くの人で賑わう文化フェスティバルの会場

フェスティバルには、ニュージーランド連絡事務所連絡員で、ガイドである早川純代さんが参加。市のパンフレットなどを用いて、集まった町民のみなさんに市の紹介を行いました。市に関するクイズを出題すると、多くの町民が興味を示してくれたそうです。

ガイドワールドハイスクール国際交流部のニコラ・ヒーリー部長は市

内の中学校との相互交流について紹介し、「ホストファミリーとして交流してみませんか?」と参加を呼びかけました。  
また、10月からセルウィン町長に就任したサム・ブロウトン町長も会場を訪れ、連絡員の活動を視察されました。



10月に就任されたサム・ブロウトン町長(中央) 早川純代連絡員(左) ニコラ・ヒーリー部長(右)

生涯学習課  
☎42-0054  
☎42-4396

**アンケート記入用紙**

裏面アンケートの答えをご記入ください。

A1 { }  
A2 { }  
A3 { }

ふりがな  
お名前  
性別 男・女 年齢 歳  
〒  
住所  
☎( ) -

お預かりした個人情報の取り扱いにつきましては厳重に管理し、取得目的以外には使用しません。  
※取材のため、こちらからの連絡をご希望されない場合は  ご連絡不可  
右にチェックを入れてください。

**安芸高田市戦没者  
追悼式・平和祈念式典**

安芸高田市戦没者追悼式・平和祈念式典が、市遺族連合会主催により、11月10日(木) クリスタルアールジョホールで開催されました。式典は、約80人参列のもと厳粛に執り行われ、一分間の黙とうの後、献花台に白菊を手向け、戦没者の冥福を祈り、恒久平和への思いを新たにされていました。

社会福祉課  
☎42-5615  
☎42-2130



**「障害者控除対象者認定書」を発行しています。  
【拡大】 障害者手帳所持者も対象になりました。**

●障害者控除対象者認定書とは  
65歳以上で、精神または身体の障害のために日常生活で常に介護を要する方に、障害者控除または特別障害者控除を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を発行しています。

が、平成28年分以降の障害者控除等のための認定を受けることができるようになりました。

●障害者手帳所持者が、障害者控除対象者認定を受けるメリットは?  
障害者手帳をお持ちの方は、年末調整・確定申告等の際に障害者手帳の提示をすることで、手帳に応じた障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

ただし、障害者手帳により障害者控除対象者になる場合であっても、介護が必要な状態によってはこの認定を受けることにより特別障害者控除対象者となる場合があります。

- 対象……身体1・2級 療育A・B
- A 精神1級
- ・障害者手帳での障害者控除対象……身体3～6級 療育B・C
- B 精神2・3級

社会福祉課  
☎42-5615  
☎42-2130

●新たに障害者手帳所持者も対象になりました  
これまで、障害者手帳をお持ちの方は、障害者控除対象者認定の申込みをすることはできませんでしたが